

# 家裁委員会

## 第2回 釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時  
平成15年12月12日(水)午前10時から正午
- 2 開催場所  
釧路家庭裁判所5階第1会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
足立あつ子(釧路市共同募金会会長) 荒又重雄(釧路公立大学長)  
川澄重雄(NHK釧路放送局長) 久原千代香(釧路更生保護婦人会会長)  
清水幸彦(清水桜ヶ丘病院理事長) 両角靖二(釧路商工会議所会頭)  
福岡定吉(釧路弁護士会弁護士) 吉野 實(釧路赤十字病院院長)  
渡部徳史(釧路調停協会会長)
  - (2) 欠席者  
伊東良孝(釧路市長) 河原俊也(釧路家裁判事)  
木村征範(北海道教育庁釧路教育局長) 小高雅夫(釧路地検検事正)
  - (3) 説明者  
末永 進(所長) 早川 登(事務局長)  
佐々木裕太(首席家裁調査官) 相原俊二(首席書記官) 津幡恭行(事務局次長)
  - (4) 庶務  
三上泰仁(総務課長) 菅原 克(総務課課長補佐) 田向百代(庶務係長)
- 4 委員会内容
  - (1) 審議( :委員長, :委員, :説明者)
    - : 本日の議事は、継続審議となりました委員会運営ルールの残りの下記事項について検討しますが、これらの事項については、地裁委員会でも同様に確認されたと聞いていますので、参考までにその内容を裁判所側から説明していただきたいと思います。  
委員会の成立要件, 表決, 議案の提案, 説明者の出席
    - : 地裁委員会では、委員会成立要件は、過半数をもって定足数とし、表決は原則、出席委員の過半数とし、少数意見も尊重するということになりました。  
次に、議案の提案については、事前準備の関係上、委員会開催前の何週間か前までに提出することとなりました。  
説明者の出席については、裁判所側説明事項が多数ありますので、出席してもらうこととなりました。また、地裁委員会で確認された委員会通信の名称を「まりも」とすることについて、本委員会でもご承認いただきたいと思います。
    - : 運営ルールは、議案の提出については、2週間前までと明確に定めるとして、それ以外は地裁委員会と同じとしてはどうでしょうか。また、委員会通信のネーミングを「まりも」とすることはいかがでしょう。
    - : 異議なし。
  - (2) 裁判所からの説明

下記事項について説明がされた。

ア 人事訴訟事件の家庭裁判所への移管について

(説明者：相原家裁首席書記官)

上記説明に対する質疑応答は以下のとおり。

- ・ 離婚調停が不調で終わった場合に、訴訟ではなく審判に移行させて解決させることはできないのか等の質問に対し、次のような説明があった。  
審判に移行すべき事件は、乙類調停事件と定められているものだけであり、離婚調停事件については、法律上、審判での解決はできないこととなっている。その理由は、審判と訴訟との違いにあり、基本的考え方として、争訟性の高い事案については、訴訟により決着をつけ、争訟性はあるが裁判所が後見的に介入して判断したほうがよい事案については、審判での解決をすべきであるとされている。離婚については、民法上、離婚理由が定められており、最終的にはその離婚理由の有無が争点となるから、訴訟でその理由の有無をきちんと判断すべきものであるとされている。
- ・ 従前の人事訴訟において、第三者、たとえば、浮気をした者の配偶者が、浮気相手に対し、損害賠償を請求するような事件などについては、人事訴訟には該当しないのか等の質問に対し、最高裁判例で、貞操権侵害が不法行為にあたると認め、それは民法上の不法行為による損害賠償請求の民事訴訟事件として地裁で取り扱っていたが、今後は、これら離婚等をめぐる関係事件のすべてについて家裁で行うことができるようになるのが今回の改正の大きな点である旨の説明がされた。
- ・ リーフレット「調停のあらまし」に記載されている人口と家事調停新受件数の推移によると、さほど人口が増えていないけれども家事調停事件が急増している原因は何かといった質問に対し、若い世代がちょっとしたことですぐ離婚の申立てをする傾向があること、熟年離婚も増えていること、国民の権利意識が高まっていること、核家族化が進み、相談や仲介をしてくれる人が周りにいなくなっていること及び女性の社会進出増加や生活保護も手厚くなっていることから、離婚しても生活できる環境になってきていることと考えられる旨の説明があった。また、他の委員からも調停制度が国民にかなり浸透してきており、家事調停が利用しやすくなってきているのもその原因の一つではないかとの意見もあった。

イ 調停委員及び参与員の概要説明と選任について

(説明者：早川事務局長)

上記説明に対する質疑応答は以下のとおり。

- ・ 調停委員や参与員の選任資格として、学歴やある程度の法律知識等がないとなれないのかという質問に対し、学歴については、全く問わず、人間性豊かで、各世代毎の話をよく聞いて、理解できる人を幅広く求めている旨の説明があった。
- ・ 調停委員及び参与員の選任における候補者発掘の方法等の意見として、推薦依頼すべき団体をリストアップするなどして、各種団体から広く優秀な人材を集めることができるような工夫をすべきである旨の意見が出された。

ウ その他

庶務担当から、議事概要の発行について、第1回目は、発言者の氏名を表示しないなどした原稿を事前に委員全員に送付し、確認を求めたが、事務処理の効率化をはかり、迅速な発行をするため、今後は委員長の確認を得るだけで、発行できるようにしたい旨提案があり、全委員異議がないことを確認した。

5 閉会

所長あいさつ